

志保之利
五ノ角
止

借 5
508
66



門 4. 5
號 508
卷 66

為緣より五卷より

正公 太神宮御叅詣

万治二年己亥三月九日
所出船十五日御歸府

前權大納言光貞卿御叅詣

延宝五年

○園大曆云貞和四年正月六日今日聞昨日之楠帶力

正行并舎弟和田新發意自殺不云之

正行等戦死実ハ正月廿也太平記或為十四日非也

按舎弟者正時也新發意名賢秀此他同時和田新

兵衛高家一作時宗又和田新五郎正朝同紀六郎野田

四郎金岸一作金庭兄弟畠山与三同六郎河辺石楠丸

楠一左近將監西河子息關地郎阿間了願或

坂田弥五郎紀正泰等同所戦死不云之



○芳野拾遺不後村上院吉兆より賢名生くはせり也其時
藤塚守重より娘新待門院の侍女局とすは官女
門院の侍女はよまひりて居りて其地川の橋を
て渡りたりてせりりしに大由と多く川打打渡り
門院と負まひてせりりしとて渡りて居りて
せり渡りハ瓦馬正儀正行の妻なり巴女坂額女
うねと大力の女はせりりし

○西山善峯寺の證空号善惠源空門人土御門の贈從
一位前内大臣源通親久我七男系圖一曰加賀權
守親季の子栗生アヲノ光明寺蓮生信房宇都宮座主

宗四栗田園白道兼孫之子座主三郎宗綱始為中原

家養子任外記後飯本姓其子宇都宮朝綱左衛門尉
其子成綱左衛門尉其子宇都宮檢校頼綱始依朝政事
出家入源空之門即蓮生是也其子修現理亮下野守

泰綱母平時政二男石見守宗朝曾子孫多矣女子二人一
嫁内大臣通成一嫁權大納言為家

○伊勢國司公官在大河内北畠一族相替り居定行司務從三位顯雅
北畠權大納言顯能親房權大納言顯泰左中將満雅權
大納言教具右中將政郷權大納言村親參議左中
將晴具左中將具教平信長殺之而已信雄信長二男也
始具教為塔

約以讓司故
号北島殿

○尾府下東平田院ハ平岩主計頭弓削親吉朝臣香
火ノ場也始号明雲寺在丹羽郡大少高田派僧守
之親吉捨二百石ノ地施入トス

明正天皇外祖母一品崇源大夫人

浅井備前守長政ソキムネ二女也其母平信長名行智ノ女實ハ妹也長政

有リ四子嫡子某ハ為信長被殺二男江呂坂田郡長次

村福田寺僧也本願寺長政卒後室娘柴田修理ノ亮

勝家天正十一年四月二十四日与勝家共死于越前国北

序城自此先勝家養長政二女為子於此使富永新六

郎某送秀吉之陳願其後一女子幸秀吉生内大臣秀

頼ト二女也為作治某妻秀吉奪之令嫁丹波少將秀次

少将卒而後奉仕台徳公ワシニ誕東福門院一説長政

右所見古家藏書也書以備遺事

○前持之納言忠孝卿ハ後陽成院ノ令身或部卿智仁親
王ノ之男之寛文二年源の妣を賜ひリ唐帳と
稱して法名を傳へし

○依台余諸勅益各國之圖納 公府

元禄十一年戊寅三月十五日下令六月二十三日

定凡例

諸候及官吏令其有司數人議之圖之交境者隣國有司出會或以小圖分其山川正其壞疆六十余列皆同之

十四年辛巳成其功而歎之凡春秋歷四民部省圖帳後又一成事歎

我尾張及封内之國益十一月十八日成二十一日歎之

○神君シノイミヤト女弟始嫁荒川甲斐守源義弘生二郎九郎弘繩及平右衛門家義後再嫁筒井順慶男紀伊守シノイミヤト市場殿

神君令子男女凡十六人其内信義

繼武田家領常列水戸忠吉卿弟也童名

万君 慶長七年三月二十日卒二十歲

松君 シノイミヤト松千代繼長次ノ家忠輝朝臣ノ兄也慶長四年正月十二日早也廿歲

仙君 シノイミヤト於伏見遊尾列名古屋持名山教家寺其香火地也今号高岳院

為平岩家忠輝朝臣弟也慶長五年三月七日早也六歲

女子 仙君之妹義直卿ノ姉也慶長三年正月二十九日早也四歲

女子 賴房卿ノ妹慶長十五年二月十二日早也四歲

右土君世不知者多矣故記之

○秀忠公台德院宗号 贈位正三 寛文九年二月十一日

尾 義直卿 慶長五年十一月十八日生 根列大坂

尾 賴宣卿 慶長七年二月七日生 城列伏見

水 賴房卿 慶長八年八月十日生 城列伏見

義直卿 喜貞松院尼公 津田尼衛門の仇子 信益の女也

信康 子次郎信秀の弟 信清 十郎尼衛門法名 致云尾列大少 信益

慶長十六年辛亥三月十七日 家康公入洛廿一日

勅使来テ 家康公告テ曰太政大臣任給ニ菊桐ノ

紋ヲ賜フヘキノ 勅許有知ニ 公太政大臣ヲ辞シ

給ニ新田元祖大炊女義重ニ鎮守府ノ將軍ニ

父廣忠大納言ヲ贈シ請給フ又菊桐紋一源家

當時新田ト足利ト相別テ其門葉西雄威ヲ争フ

年アリ然ハニ後醍醐天皇足利尊氏菊桐紋ヲ賜

是依テ彼氏族等今ニ至テ此紋ヲ用ニ末代及テ始テ新田

家ニ此紋ヲ 勅許有テ今是ヲ用ルハ其威足利劣ニ似

タリト 勅答アル処ニ 敵感甚浅カラスセ二日權大

納言藤原ノ兼勝ヲ上卿トシ右中將藤原ノ実有

奉行ノ職事トメ義重ニ從二位鎮守府將軍廣忠ニ

從二位ノ大納言ヲ追贈ノ 宣下有ケル廿三日

公謝礼トメ参内 衣冠トシ

參列錄十一

○木曾義仲世孫玄蕃助義辰の子玄蕃義徳
沉倫して濃列土岐郡寺川村に在りし天和元年
己辛して嗣絶しつゝその身上松義偶のこゝろを
しめて住せり

○天野斬作間源敬公

余詞臣所撰秘記

作間據廣瀨城侵掠近里忽奮虎威廣忠大惡
之召天野孫七郎曰汝長游領道密入廣瀨城殺
作間則以大濱之地百貫文賞之又傷彼而來則
兵五十貫之地天野虽煩其功終成然不獲堅拒

奉命而退天野備思之無可密刺之術又無可
劫擊之謀不如暫仕作間伺隙而殺季再入曰
述其計廣忠許之然後請仕作間曾知天野
之勇以致深寵天野誣數月而後益親近一夕
密入作間之卧床而見之傍置火而作間能寢矣
天野隨月影而近倚斬作間頭作間更不驚動
天野以為作間既死乃踰壁而出于時天野遺刀於
城内天野回首而見之城内太々謹詳也不及敵而取
之棄而去以告廣忠廣忠曰大行不顧細謹何
為一刀墜命哉於是如約賜五十貫文地天野稱

作間斬爰作間自起而探傷處自鼻頭至耳邊
一刀傷之作間以手支頤鼻息不通知傷處不答
又放而接之鼻息能通乃以腰帶縛之而後加
医療暫得存命然經三十余日遂死

今川義元感状仇久間ト書ス遺刀ノ事家傳
齟齬ス天野踰墨ノ際刀脱鞘コトヲ覺テ故墮
上リ彼刀ヲ覓得歸ル其刀今水戸家奉仕ス
ル天野正辰カ家藏具梅孫七郎初廣忠卿
命ヲ奉シ浪人ト稱シ姓名ヲ假山名清次郎ト稱シ
劍術ヲ以テ佐久間カ家出立稱親近シテ後

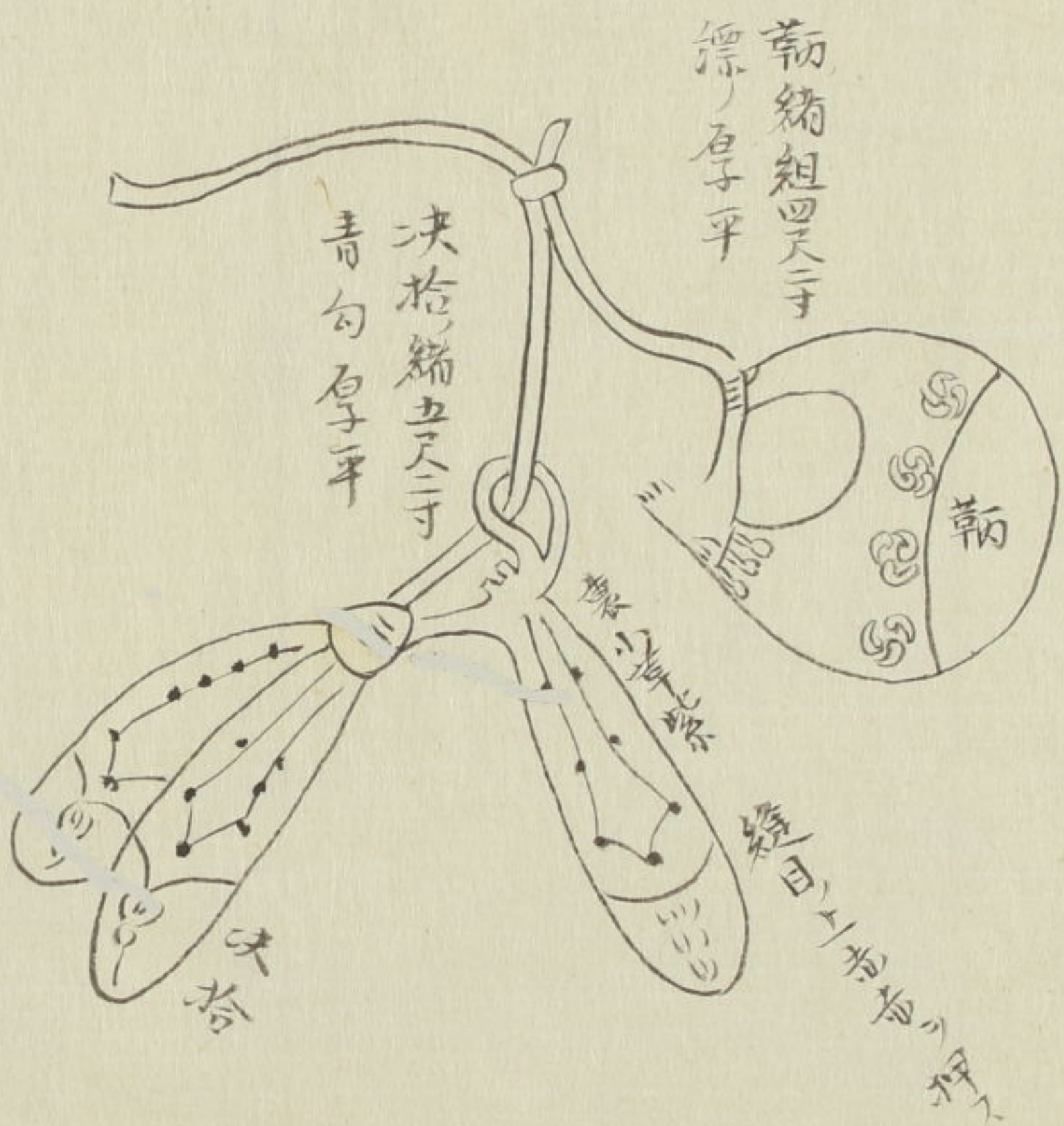
刺ス彼家仕ヘタルニアラス今文ハ蓋シ他家傳

聞ノ誤リカ

。祢君の御子 祢君と忠輝 別長上総と子子あり皆川
山崎忠輝主とウケル忠輝いふも忠輝也四年四月
祢君子世の後啓して出まひせりとも又他君隠殿
年々親有忠輝いふも忠輝とれ人としてかゞ宰相
利長のねよとありまひせりとも忠輝と著く世
より

勅ノ旨吉吉部秘訓抄第五見ヘタリ勸修寺家
秘記也

鞞之拾之圖



○天和二壬戌年朝鮮人來聘書鞞

朝鮮國王李焯

奉書

日本國大君

殿下

修聘之禮問者潤厚竊羨

殿下古ル饋

漢諸

撫寧邦域

休聞遠及持喜良深茲遣使臣往伸賀儀蓋
為敦饒舊好矣同中

新慶也土宣不腆庸效區々惟冀勉恢令圖

益廣^{ワケテ}祥祉^シ不宣

壬戌年五月日

朝鮮国王李焞

日本国源ノ網吉

敬^ラ復^ス

朝鮮国王ノ殿下

暇使遠^ク至^ル

禮意鄭重^ニ披^ラ

書^ヲ具^シ密^ニ慶^ム

我^レ謎^ニ前^ニ業^ニ祈^ル

贈物産如^ク別幅領納^ス

懇歎竭誠鄰德不^レ孤^ニ弥^テ修^メ世^ニ睦^ニ茂^ク迎^ム

天^ノ体^ニ秋^ノ涼^ニ氣^ニ爽^ニ其^レ為^ル國

自^レ愛^ム茲^ニ寄^テ工^品用^テ效^ス遠^ニ帆^ヲ

使^ハ還^ル書^ヲ不^レ盡^ク言^フ不^レ宣

天和二年^{壬戌}九月日

日本国源

網吉

○禪宗淨土宗ハ信^ヲ網^トと賜^ヒ事^ヲ一^ニ只^ニ色^ノ衣^ヲと許^ス

斗^ノ之^ノ内^ニ臨^ミ濟^シ汎^シハ^シ山^ノ及^チ妙^ノ心^ノ大^ノ德^ノ寺^等の^{位^ニ職^ヲ}

ヲ^シ稱^シ一^ニ紫^ノ衣^ヲと賜^ヒ故^ニ恭^ニ内^ニト^シ事^ヲ一^ニ只^ニ色^ノ衣^ヲと許^ス

事^ヲ一^ニ只^ニ色^ノ衣^ヲと許^ス曹^ノ洞^ノ汎^ハ越^ス前^ノの^{永^年寺^{能^ク奉^ズ忍^持}}

〇今川の赤葉とて在り急病の用て之を赤葉阿は
 とと光徳院赤葉將軍の法馬好ひりてに合ふと此の
 傍之赤河原あり此馬とてよくをやく愈す病あり
 とて用ひしやく病愈す軍よりして一宮徳色と
 する所の法は作くそ赤方を書るさやうひし將軍
 之事の後法色強河に流く氏實赤方とてし流り
 たり人加とてし流り人川の赤葉とてし流り
 或人の赤葉の方人参一五居ゆ一五居ゆとてし
 〇源有親任上州徳川卿應永年中鎌倉持氏毎
 己心之謀害仍出御而隠親氏之長阿弥陀佛令

子親氏号徳阿弥陀佛一經歴諸列以永享元年
 到三河国松平卿
 一説曰普廣院義教永享十一年二月討鎌倉持氏
 改關東制法將新田氏族亡之源有親父子潛
 出徳川卿義季以来七世居之逃作時衆持氏始應永二十三年十月伊豆国坂
落其後飯鎌倉然為義教七矣
 一説曰徳川下野守満美屬新田義貞而勤之新田
 氏不得其志而亡矣自此徳川家通志於吉野右
 京亮有親満美嫡孫修理進親季子也奉遠列井
 伊谷宮之令子与足利之兵六戦如之信列並合

王家敗亡有親及令子三河守親氏彼執而入京師
敗遊行他阿上人在洛乞其命為收衆所謂長阿
德阿是也長阿示寂之後德阿入參別坂井村今作酒井
移居松平御稱松平太郎左衛門親氏武畧聞
近境士庶奉為主トミ至今崇敬遊行上人者謝
先祖往日之恩也

三說似而不同未說蓋有故者欽丈親主与起也
似明太祖其八世世所謂系譜以親氏養親信光為三代
然凡養親者親氏令才先代信光下之
後讓家故有神君御天下光化被宇内嗚呼其
神其武万歲之供基歟

有親主親氏主入三別之年我敬公所述大相國
年譜序為永享元年己酉

天文十一年壬寅十二月二十神君降誕

或傳云生天野清右衛門某之家其妻初奉御乳
味自天野孫四郎景儀仕親氏主而以來
子孫代々奉仕德川家嗚呼不一朝一夕之公
恩氏族迴殺身而尽以忠者也

○參列猿投小神宮寺德川家御位牌ノ中
親氏公

康安元年辛巳四月二十日卒去トアリ

恭親公

永和二年丁巳九月二十日卒去トアリ

右年号可疑康安元年ハ尊氏薨之後四年シ

永和ハ茂満ノ代也然^レ有^ル本拠歟

家忠日記増補追加発題曰親氏主康正二

年四月廿日卒恭親主^ハ其年九月三日卒是実録

信光公

長亨二年七月二十七日卒去也

信光ハ恭親ノ御子トアレ^レ氏^ハ実^ハ親氏ノ弟也康安元年

ヨリ長亨二年三月二十八日也御父御死去ノ後

コホド遠キ不審歟恭親ノ御子ニシテ永和三年ヨリ

長亨二年三月百十二年也タトヘハ恭親御卒ノ年

ニ信光公生^レタマフ^レ氏御年百十二歳ナ^レシマ^シニ

親氏ノ御子ナレ^レタトヒ親氏ノ御卒ノ年ニ信光公

生^レタマフ^レ氏御年百二十八年也サノ^レ御長壽汝汰

ナシ此御卒年可疑具^ツ御系圖ニ永亨元年参列ヘ

親氏入御トアリ又一説義教將軍鎌倉持氏追テ

後新田末^ヘツ搜^ル故^ニ有親親氏御父子徳川ノ御^ヲ

出^タマフ^トシ^テ持氏没落ハ永亨^ノ十一年歟康安元年

ニ後^ニ七十九年永和三年ニ後^ル六十二年歟決^シ

親氏ノ後光嚴院ノ御宇ノ御人トスベカラス

元和八年四月大久保家ノ書ニ親氏主應永元

年ニ逝去卷親主永享三年卒一たまあり

あれしおお遠く

安部大藏少輔元真法名と安部姓之といふ非之と

誣訪刑部大輔源信真子之駿河安部谷に移り住

せし後安部と名稱せしとせしと家系少あり

○森家の系譜とすに右中将兼武藏守源忠政可成の

子侍従忠廣母八名古屋山三名古屋新藏人妹と記せり

山三八屋判古渡の人なり

○吾田宰相源輝政池田の祖父池田紀信も恒利始方

松院義晴將軍に侍將軍江別院太の山中に覺せし

後藤發して宗傳と名をし尾別お掃り住せし

○渡辺氏ハ源朝臣氏凡大臣融トクの曾孫箕田宛の子渡辺

綱一説ニ綱ハ仁明天皇の弟ニの皇子石大臣亮の四男凡

尾府下奉仕の渡辺之家ハ綱少將源賢の子源三教子綱の子

綱康苑院大相国に侍し武者所とせし其玄孫源

次道綱参判額田郡浦辺村お掃り住せし其子源々

長親主信忠主奉仕し享祿二年五

月廿八日小卒是より代々徳川家より承継せり

。慶長十二年三月九日天野三郎兵衛康景駿河奥国
寺ノ城ヲ出奔ス先此康景城館脩補ノ料ニ采地ノ行
シ伐ラメ積貯足控數軍シシテコレヲ監セシムルノ所ニ
御領ノ田原ノ卿民夜ヲ侵テ彼竹ヲ時々盜取ノ間
番ノ足狂其盜人ヲ追ヒ張本某ヲ捕ヘテ殺害殘黨
遁レテ生ル者代官井手甚助某ニ訟フ井手使女ヲ
康景カ家ニ遣シ諭シテ曰御領ノ民無罪ニテ死ニツク
ト聞タトヒ罪アラフハ何ソ吏ニ告サル彼民ヲ殺ス足狂
シ誅シテ罪ヲ贖ヘシト康景曰盜賊令ヲ犯シテ我
領ニ入ル吏人ノ物ヲ攘擾スル者ハ必以テ殺ス是當歟

定法歟將率私意シテ人ヲ殺スニ非ス乎令シテ
盜人ヲ殺サシム彼何ノ罪アリテ誅セシ若過ノ名アラハ
我其罰ヲ得ヘシト井手固康景カ武功ヲ忌ム故上聞
シテ曰康景武勇ニ驕リ家人ヲシテ御領ノ民ヲ殺ス
全ク盜人ニ非スト讒訴ス公甚憤ッ給フ然テ仰ニ曰康
景ニ於テ卒尔ノ所為有ルヘカラスト兼凡吏訟ル所點ス
ヘカラス他日コレヲ仇明シテ其實不ロツ定ムヘシト本多
上野外正純康景ト好シ故ニ余ノ重キヲ告テ曰足下毎
過トイヘ凡上ニ對シテ決斷ニ及ビシ一其恐レナキニアラス
曲ケテ彼ヲ卒等ヲ斬リテ御憤ッシ体自ラ過シ謝シ

はまきありし人望なく悉く長一子に死す
の之をいふやまの氏家絶え侍多かりし兵
皆竟兵と移り織田家の属一り永禄七年八月
信長竟兵を掃蕩す城を圍り此れを破りし
今えりといはれり城を捨てあけしあてり
されぬ人の道ともありしる事其の命ありしと思
ぬ。ゆよ少くもいれり。ち代と名付して
ひまき侍りし

○小野道風、敏達帝代七世参議守守の孫又ハ大貳葛
鏡麒麟抄ニ尾張の国の人なり由傳りある是日井郡

松河戸村の村氏は松河の里ハ道風の生れ地ありし

○天正十八年八月大神君率兵入御武列豊嶋郡江戸

城俗名これと云ふ
江戸と云ふ

江戸の傳ハ文中年中上秋石系亮憲忠の長臣太田持資
入道道權築城す。元正のころを山石傳依家政居
城ありし家政お多氏少属して相列お多氏を在りし
そが川村長政を捕りて江戸の城を占りてし家政、
甥を山丹傳と乃ハ山田隠治とあると。此君を過り
多し攻め移り入るも治ひを、慶長十一年新お多
と築城。國を此も少くし。其の世の治其ありし

○慶長九年二月台徳大相国東海道越後道奥羽路
 余して冬一里に西邸と築り先樹と植ゝめたまふ
同年七月下旬にりし如く也
同月八月に里に公の驛と
 同年八月江戸増上寺
 源譽、国師号賜ル京師清浄華院、惠照国師の例

同十九年乃坂の役をりし元和元年五月事終る

味方の獲一賊首 一カ五十三十第級と云く伊右右馬允
 永田忠兵衛と云く也

○越前中納言秀康御慶長 十二年閏
 四月八日薨北庄城一ノス

福孝顯院吹毛月珊公

神君有命更使智恩院前住満譽備正政号

浄光院森山名道慰運正 新建一寺号浄光院

殉死 土屋左馬助 三万
 永見右衛門尉 二万
 七千石 法名閑窓道有
 法名高岳宗心

長松院松室妙載大姉 秀康卿ノ母堂也元和五年
 十二月薨北庄

天麟院瑞雲全祥大姉 忠輝主ノ母儀也万治四年
 五月八日卒

○新葉集之昔蒙アツマの方以久しく侍りしを以てその
 ぬの道よれきたりしに、征東の軍の定旨の人と
 されしそのおめりふきし
 中務卿宗良親王
 およひさるゝおめりしあはれなりおめりしおめりし
 一に此を記述お綴りし先年といふ所あり居る

多分の人と有りし時をみまき中兵とんか作
せしりし次て小のいほ多有りし

君が為世のあまにの行かん推くういあ、命ありせば

宗良ハ後醍醐院才之宮あり地院
多しとくは皆水鏡

梅より宗良親王推をい女道政奉して井伊宗

よりその後後河内守母ヨキふまりてり、正平八年初めの文
和元年二月

新田武敏守乃河内守を捕上松民部を捕う人と親を

奉と新軍集あハ征東將軍と定し本軍集あハ征

夷將軍と書せり、山城のいせりて兵士も二万と

従いありととて乃新武を捕、因防七部はの尉

だんと、娘より古所の味方に集り新田家不届

て片津川武敏部の人とあて力致せり、氏族の中あり

之河守和泉守、その氏不陸の石段の陣を馳集りり

口より宗良の女子尹良王ニキいんふくをああり

まりり、收之申武部を捕あふて忠節とてけり

そ子對より信濃並分の軍に敗れはききいあり

て良王ヨシとありいし、も之河守のれりといん凡

氏族流余將軍のつ所より忠をけりり、節を獲り

て攻城野跡のほとあもまあありしれも末くと

一門之列く軍せり、中宮く之兼之の祭也高ら

尉王家の軍と勅しつひに降くありあり
まゝに尉ハとさうおまをいふに
軍やたれしはつとを以て中より方内陸良
六郎元政外人と志氣の名もつてつひに
凡ハ東家の氏族 徳川家へはまゝつて
ゆゑまゝいふとせしむる古家の記録を
かゝるに

○通廣 河野七郎越智姓

通信 河野 通久 伊予国高直城主

通秀

七郎凡衛門遁世和直坊西山善惠上人弟子也後号
一遍上人是也相列藤沢清浄光寺開山也其彌念
佛於信列佐久郡伴野自歳末別取始正應二年於
撰列兵庫觀音堂寂

通経 備中守

通継 母三藤祐経也 右林 稲葉久留嶋等先祖也

○永享^八平井加賀守廣利捕^ら世郎田万徳丸及桃井
式部大輔満昌送^ら京都及^て被^さ誅^る之間遊行上人回國
在^り京師依^り請^ふ其命^を為^す僧乃^り隨從^す之^を
世良田桃井等^ハ宇津峯^宮方^ト

按^す宇津峯^宮宗良親王の御事其令子尹良也

信別めく自足ありくられいそ令子良王と奉じて
 参列設樂郡正行寺に於て改れりふりしりて從
 了居士年々正行寺に今俗に之作年惣字之村の内之
 一書之に別改井卿正行ともしり家良等の中
 南別館運圖ふりて又南方後之流傳偽
 のありとありしりり中上月記ありしりり
 なるありありの書をてりり 送ふありし

○年岩代ハ侍曰春別改修の口ハ高古の某卿中ハ大
 子あり岩の年ありしりり 年岩代ハ侍曰子新
 其の親重家と興其子從五位下主計頭親吉ハ身ハ

なれりしり不極とあり

云文の似か多きあり年岩代ハ侍曰子新
 勇上り上取羽成と絶る者くは子
 同氏改修別あり

年岩代ハ侍曰子新の極古のやに之侍也

○慶長天下五老五奉行 江戸内府公 二百四十万

加賀大納言利家 北三万石田代中宰相利長北三万石青熊登
 侍従利政北二万五千石

安藝中納言輝元 百二十万
 五万石 會津中納言景勝 九十二万
 九千石

備前中納言秀家 四十七万
 四十石 是所謂五大老也

石田治部少輔三成 十九万
 四千石 浅野彈正少弼長政 三十二万
 七千石

増田右衛門大丈長盛 二十万
 一万石 長東大藏大輔正家 五万石

德善院玄以法印 五万石 是所謂五奉行也

○上秋顯定永正七年六月 越後信濃の境長為原小

みして討海島守殿能可諱と号す

○成田氏武藏七黨の内四家又列一藤多氏之後の

少治右女将義孝二男武藏守忠基五代孫式ア太輔

助高四子有 嫡子ハ成田二男ハ別府
三男ハ太良 四男ハ玉井 之孫号と徳會ハ軍家

より以後足利家の家長とシ 本國ハ礼の中ラ成田ト稱守
入道宗運武列五の御不格也

よりそより後也奉云正十八年の礼まく御不格也
千孫のちおろくくお奉家上格象とてしつ後これと

外ハ奉藏亡の取秀をよ置事とす
成田ハおろく久富ちわつと書 忍今知の討死を其月

大羽強之守と申一取死す

○北条早雲 永正十六年
八月十音卒 早雲寺殿天竺宗瑞と号す 早西ハ始
菴号

○上杉憲房 大永五年
四月十音卒 竜洞院殿通憲大成と号す

○平姓横井氏畧系

高時 相模守 時行 時満 平太師始稱北条行氏依母所在
尾列攝江村母契田大官司

時任 平土師移住愛智郡横江村今書横井 時利 源五郎

時永 横井源五郎号掃部領ノ海西郡一合築
赤目城ツ法名三清 時延 推樂助居
信長ニ法名針山

時泰 伊織助住
赤目村

時雄 孫十郎子孫在
記列

時朝 孫右衛門住
藤ヶ瀬村

時久 佐凡重門住
祖父江村

○豊臣秀頼幼子国松母成田五兵衛助近女也始常

光院禪尼 京極若狭守母 養育 大坂 叛落之後乳母藏之
於木高之家 材木屋太師兵衛 板倉氏搜獲之 乳母曰是非
七君之兒 真野豊後守 家人坂部彦助子 而昔產
之 然為 國松 明白故 誅 京師 于時七歲 号 漏世
院 雲山智西大童子 慶長七年五月二十一日 其塔在洛智願寺 乳母及木高被
放還之 元和記事

○妙光院快窓祐慶大姉 暹崎三郎信康子 御女本多忠政 室寛永三年六月二十五日逝

○大坂以後 云樹院と出 一 坂崎出羽守貞盛 始備前之宇喜多中納言秀家の長女 一 宇喜多左京亮 一 一 元和四年五月十日 派ありて 諸將其家と

園一 取家人遠友某主人の着と切て出 一 遠友も一 取誄と一

○贈大納言 廣忠卿 蒙一海 一 後ハ 神君の御家人 今川の丸石ありし物先乃い家族の賜と 證翰等とスルいを申あはし 一 一 一

於去年 高橋 一 一 依其忠節 竹千代 大坂之内 友井 一 名田 一 内 五子 是 杖助 一 一 抽 粉骨 一 之上 永 不可有相違者也 仍如件

天文十九年二月十三日 治部大輔 花押アリ

一 大坂 一

神衣 行事官調進

甲冑弓箭等御奉納 御太刀三柄
宗近 正恒 国行

寛永四年号佛院称天長山神宮寺尊珠院

天海執之云々

開基 慈眼大師

二代 珍祐權僧正 止乘院自山門
日藏院兼任

三代 大僧都珍海 淨心院

四代 珍舜僧正 觀心院

五代 靈胤僧正 城南院

六代 智洞大僧都 惠恩院

神主 正五位下宮内大輔源幸勝
正四位下民部大輔源恒幸
從五位上刑部大輔源幸和

祭禮元和六年四月十七日始

十六日 舞樂 十七日 神行

。或問久松氏ハ官家代苗裔ナリ尾列知多郡阿古
屋村産久松彈正良道定之孫之令孫也ト稱之是ハ
久松因幡守康元等ハ 大御君ノ異父弟ナリ
故源北姓ト稱ス

平曰不然道定之玄孫良宗近定氏男子アリ故
一色滿貞の男を以て其女を配し家と継ぐ一色は
海門尉詮定と号す其子の乾勝又久松氏ア右輔と稱し
康元ハ詮定の七世孫也然レ詮定以來ハ
實小治和源氏ナリ者也

又問奥平氏の兒玉黨ありて平氏ありと聞ゆに
 是も而源氏を所い人等彼祖希松則景の二男
 氏行母の一族兒玉九衛門尉某の長子と云ふ流
 上野國奥平の郷小住より平氏と稱し奥平と
 姓とせり然とも本姓は源氏なり
 又問佐竹佐理人文義隆は岩城定隆の男也然ハ介
 佐竹ハ平氏ト云ふを定隆ハ從三位九中將義宣の
 子にして岩城氏の養子とありて是ハ義隆本姓
 平家ト云ふ
 是等の類多し後系圖と改し

○藤堂高虎系圖

俗ハ宮戸祥定坊下アありて其子高虎
 高虎固リ宮部ノ縁者ナリ其孫下高也

高久

佐々木秀義 土代孫六角滿經ノ三男
 備中守為三井出羽守兼定養子

兼高

兼江備前守

定條

三井出羽守
 兼三井兼定老後之子

定仍

伊賀守

兼得

出羽守

貞虎

源助稱藤堂
 藤堂作左の官原虎藤養子

高虎

和泉守九少將始藤
 堂源四郎後從左右門

貞和五年十月少田少將治久高師冬少偏一歌と云ふ
 一品宮兵執房入る春日中將少將具信秀仲関の城
 揚りて後宮并顯將女妻の儀より成ると云ふ事

十月八日師を園の城追手小寄母、一〇八太室の
城下妻の城

貞國六年の春宗良越列より信列は歸り遂にあり
たふ國人宮を背く仍て之河國重春^{アサヒ}定助^{サトノ}神

一助ふさい定ぬ八格のくまに身をまけくこを
そし給河國より身を移すは此國ハ将母身自長入道
入に滿原宗良益二のあ方かく貞良親王兼し豫言
なれはそ前より覺く信をうよ此所の京給母しんり
二條の爲定はくをゆ久よ

又もてをさくくはらに言のまを及ぬるまを恨みり
御あり

さいやう方とてのまのまの及ぬるまをゆふせし
又信忠雲流のゆふに 宗良親王

法見了波の園のまもりまはははけよと傳の浦風
流河國よりたけりしとゆふおまの無ありしは信忠あり
かりまをさくあり 将母身そのの女は名あり
よ二つありまはゆふまを志を感しまひて

身といふまの浦のけは故よりまをさたらとありま
夜深くゆふありと執事にあとむし貞良親王を執事

法元深さよきせりし

事家のましましめりし後の法元、冥の秋風を

甲斐國へ向いたまふとるまのやとらうちあはれ

うらむしうらむし

少ふしうらむしうらむしうらむしうらむし

甲斐の白例とまふしうらむし

うらむしうらむしうらむしうらむしうらむし

信濃國へ河原とまふしうらむしうらむし

沙送りのゆりしうらむしうらむし

ゆの根の畑をうらむしうらむしうらむし

そ年の暮此の宮方やまらうしうらむし

うらむしうらむしうらむしうらむしうらむし

南帝より勅使りして降りあふ眼よ二条の為定は

とくはうらむし

うらむしうらむしうらむしうらむし

今又同あ、人ともうらむしうらむし

為定卿

音よあ、これとまふしうらむし

あゆの浦をうらむしうらむしうらむし

正平二年無文和尙入唐して往金存にうらむし

四方廣平の開山ありたり宗良の由達 日二十四年三

月十日南帝崩御ハ年四十一如意輪を奉養し

後村上院

將軍一品中務卿宗良親王信別り吉野ハ命

を以て古院の由あり

故にぬけりありて我ハ之を御りし一ハ

と詠して今上長慶院ハ又信別を命りし

文中之年ハ又を所ハ之をたす

天授二年二月十日後村上院七回忌ハ日地ニ後

頼意ハ之ハ之ハ

我春らうて之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

新表也

之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

同二年七月七日南帝ハ宗良後秋千首と詠して

敵也南帝ハ後

宗良の由子無良北朝ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

いたれ後と之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

宗良の由

之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ之ハ

日向將軍の宮字良信別へ日向長公寺にありて内請
をありてあり一宮の哥を依り南帝へありてあり

存ありて物を細敷の渡のきりありてありてあり

新集集ふハ宮良の山とありてあり

山とあり

物とありて本名の麻衣やりてありてありてありてあり
天授五年信別宮方南方を背りてありてありてありてあり
信別と出河内南帝ありてありてありてありてあり九月十日の
夜関白凡て長公実和歌と依り宮良不送ふ
おもてありてありてありてありてありてありてあり

宮良とあり

月の初末なりてありてありてありてありてあり
弘和元年十二月南朝ありて宮良新集集ふと依りてあり
ありてありてありてありてありてありてありてあり

然宮良今年 七十歳

宮良更ふ東園小下向遠に山井侍ありてありてあり

冷港寺教とありてありてありてありてあり

正平廿四年の比て南朝の河内大和河内和泉紀伊
伊賀伊勢志摩の内及び飛彈信濃上野越後越中多
宮方の領て又備前石見長門肥後日向大隅薩摩

ついでに山方ゆりしる山處方の地ありし北國ハ征東將
軍宗良九國ハ征西將軍良懷特列に山島

右ハ或古家の藏書ありゆゆ人の書寫しきと云

之ハ書^{唇の音アリ}凡宗良親王の山事と云記と云

新羅集の歌と云しきと云や又之ゆも真良とハ

南朝紹運番小或と云良親王才二の子と云をれと

宗良の山子と云ハ宗良之尹良王と云と云尹良王

應永二十一年八月信別並合あり自をましり

今治子の良王之海國と云は尾張國小治と云

並合記ありと云くのをゆめや

南方記傳と云は世文アリ少ク異文アル傳

字ノ誤歟柳異本アル歟

○永享了八年二月平井加賀守廣利將軍家^{義ノ命奉}

三列松平卿^{來リ}世良田万徳丸政親并桃井滿昌見

玉貞政挿上京既誅可申之由御沙汰之所遊行他阿上

人在京ノ取ナリシカハ命んテ取衆トス將軍家執ラシ給之後

世悼ナカリシト云

梅小田記滿昌後乃河内氏と稱し自政後奥平と

名たりしと云ハ阿上人政親等の人と云と云ハ

長阿徳阿と云ハ時無めては所録あり

母政親ハ右京亮有親のこゝろ之傳也と時
代したるゆゑ了に傳一書ヲ御系圖と載曰

満義 下野守
政義 右京亮
從五位下

女子 宇津峯宮尹良王女

親季 於理亮
有親 右京亮
親氏 德阿太郎凡藤門
任三列松平卿
政親 世良田万徳丸
長阿

○或問中世以來民家采地永樂錢幾貫といふ凡
一貫ハ秋系等石小當日ノ曰代ノ所ニテ石同石
之是と分錢の法といふたとハ毛利元就揚井隱岐守

トセー感状ハ分錢ハ貫文之地揚井隱岐守於南桑
内為給地被遣候全可為知行者也

弘治三年十一月廿五日 希川左京守五人連判也
分錢天正の石ありしに西國ハ一貫九石西國ハ一貫八
石ト云く但天文の比ハ三列邊此分錢一貫十石ありし
あり予り先天野賢景天文十九年三列大濱あり
五十貫文の采地とゆゑを納得ハ五百石の比
ありその後東海道の分錢五貫百石石ありし甲列
辺ハ石ありしを少く一貫四石の特有しと云

○義教將軍の時松浦肥前守源義教御教寄しと云

ぬら此鳥帽子を著して矢張りお軍其貌と自畫で
賜し義薙漆の彼像を南禅寺に納ししとる當時の
諺小スキ、あゝ之月とついでハ此犯希多、故事
ありしとて

。同時同名の類を代辭篇に多ク挙ケ侍、家國カキ、
ア之よりハ印ハ法代小守一侍、多ク近世
在世の政のこゝに名あり、ハ其の文に及之侍
ハ御多、好侍の者ありとて記す

酒井將監忠政
阿部四郎五郎忠政
伊奈筑後守忠政
松平与市郎忠政

森 右近大夫忠政 本多美濃守忠政 平八郎

松平摂津守忠政 奥平信昌三男為三官詔大膳大又養子松平ノ
秘ヲ賜ル

松平出羽守忠政 如大須賀女ハハノ神原康政ノ嫡男ハ為大
須賀康言ノ養子ニ賜松平ノ秘ヲ

内藤仁兵衛忠政 鳥居元京亮忠政

小笠原右近大夫忠政 田中筑後守忠政

浅井備前守長政

浅野弾正少弼長政

田中兵卫少輔長政 黒田甲斐守長政

又

酒井元衛門尉忠政 松平元道將監忠政

戸田三郎左衛門忠次

阿部四郎兵衛忠次

松平式部大輔忠次

又

大久保五郎右衛門忠勝

本多中務少輔忠勝

酒井宮内少輔忠勝

酒井宿政守忠勝

是曾時代の前後多しはして天下世に
隔り人多くしる書記しは物可い道く

考へたりし

○遠列伊郡佐井伊谷 萬松山 龍潭禪寺

往古号地藏寺或称三竜
菴寺 寺後有八幡之祠一條

院御宇某年正月元朝神主某并礼之際御

手洗井寺前百
歩計 現一赤子ツ神主奇之乃懐彼赤

子ツ飯家俗之而進百粥ツ至七歳終ツ井伊氏

之家是所謂遠江守護井伊備中太丈藤原

共保也今正旦寺僧以白粥
薦井伊家祖靈 其後寺院荒廢矣後土

御門院延徳年中前妙心賜紫點宗和尚信
州

萬松改竜潭禪寺其後々奈良院天文中井伊松源寺文收和
尚嗣法

信濃守直盛領井伊谷而重脩當寺為祖

宗香火之地正親町院天正十四年

東照

神君賜證章十八年豊臣秀吉賜朱章廢
長八年 神君賜寺産九十六石朱章七年以来幕下代
代賜朱章録起抄畧

信景梅後醍醐院白王子一品將軍宗良親
王於遠列伊井谷費号冷港寺殿是所載旧
記也竜潭寺与冷港寺体音相近疑熟宗以
冷港寺旧号改其文字者歟寺僧今不知
宗良之故而徒諸井伊氏之事而已其竜泰
寺之旧称俗傳所訛傳而实冷港寺歟

天文三年勢列山田神人等国司北畠晴具合戦及

謂所堤上郡春木久志本龍福井益三日市
喜多山山田大路檜垣橋村定法倉等也軍記

宇治六卿山田三保同上今山田三方書
誤也

織田大和守同朋木下朱阿弥子太也藤吉秀吉是說他境傳聞誤歟近年高名記
あり異説多クのせり

柴田勝家秀吉恨合根元信長妙小谷殿浅井氏の
後室

と西氏聚と多し柴田として入興吉秀
吉怒甚して後終柴田と亡せ勢陽軍記ある

○織田信長主君義昭將軍を廢して土佐の如く隱岐の
嶋以近して正親町院関白晴嗣
命勅して信長を近の事止し誠に代は將軍

任ありし申と云々くわく作下されりいと難き處

なりりり 且二處分の地と義昭の跡をすりて一助ありし信長

因に奉信長主君と述ゆ自国政と心のまにせり

道し、我れもわくそは先秀お裁せりし多し一先秀

又秀吉の御せりし一室町日記に先秀の首と云

家へ味を執業せりて直垂と包黄金一枚と云

洛東知恩院より一心院に送りし秀吉の御せりし

と云の御せりし一心院より秀吉の御せりし

足利公方家威衰へ其領を少く致三好に打れり

歩肉の地を押し所領を少く致三好に打れり

希ふより義禪裁逆の言よあひあひ一平河公方家の
微ありし申室町日記に畧すべし如左

一 御白少袖

おとそくろくろをなわてしうれりしうらまぬ

いづ山の上あり

一 御白少袖

おとそくろくろをなわてしうれりしうらまぬ

一 御白少袖

是は北山よりまじりし名もろくろをなわてし

来之日此お酒とてしりし

八月廿九

小幡辰

二條一ツ

按てはる方家此後取つておとすはるる事
河原之河引し取てはるはる河原の券ありて
是行てはる文也

河原月料是合百貫文ハ

河下女流以中間流少者流以持方ありて

少者女流ハ事杖七ツ所の酒を以加三文字利

河原納以常子と毎下り居河原に於て遠寄

金代以納不也や仍物也

天文十二年

十二月二日

榊原

中嶋

榊原

榊原

榊原

榊原

加持権助

久勝判

塩田若狭守

吉原景判

御備用系事

河判

合貳百石者

河原市入用の事ありて備はる杖七ツ下り月を以
河原地加日刻と先親の事と毎下り居河原
お遠寄る事以代是納所迄毎下り居河原之徳也

ゆへ慍まうして進討の謀を運しくしくもむた
しして都て宮を招き庶と多し足利家の祀とら
たましく亦多しと多し又彼泉南樓の富高と利息と
獲富貴の権下ふありしと甚臣家の権亡れて海を
たりし凡貧皆亡りて救ゆくたる也

一 中右亮の本綿二千疋買丸以役船衣之よを十疋有
以給丸に二書あり人々う給一疋年一疋下七下の書買
きていそ七二書ありぬり人々うして五疋疋十疋
そらむめてまふ

一 所高方とくは流の切草拾砂丸うりたるいすや庶職

此比昔年の書買一石を千下下のゆすいたん新島
中いそむむめとまふ

ナリリ

林高右衛門

高村忠右衛門

佐神隆右衛門

佐尾忠右衛門

是三十九年の事いそむ百年来うふの書買
高村忠右衛門と高村忠右衛門の書買は本綿一疋の代料は六
百文とせりしと老人の説くゆへ年殺しとれまふといふ
と細くうと世のといふ年くう高村忠右衛門の書買は

之稱中一石の五浪百石と云て云ふは、
頃日、本錦正の代料と一貫二百文の買ひ、民の
過飽といふも、是生者寡かして食者却て無故あり
凡九職を均し、官廩を濫し、民力と愛し、節儉と爲し
此是切禁絶の大通、国用と是を政めして、人字生財の
教ふれ、其の世、其の豊凶常変と、同と、徒は、衆飢は
事と、上下看耗して、国用の極まると、悲し

○元湯院玉桂慈仙丈禪定元

後湯院井川に文物
盛秋室とありあり

水野右衛門太又忠政室傳通院丈丈六母公也永禄

二年 庚申五月六日逝共番火場在坂府傳馬所号

玉桂小花陽院神君捨三十石地為寺産幕布下

代々賜朱章

○坂久々帝秀政ハ掃部右史其仁齋藤山城守
濃良ノ人也孫太郎左衛門

秀重の嫡子之信長と及、秀吉と、仁越後と、仁後越

前加賀の内あり十八万石と封せり、と、仁善門智治

お紫氏と賜、天正十八年、山田系の後陣中に卒せり

同子、アキ、堀氏也、政号以監物、ハ尾列、秀田村の産、奥田三

仁、其の孫之父ハ奥田七帝、お紫と、お政、堀久々

帝秀政は、仁、其の孫と、受ら、仁、仁

土井甚之、神村、堀ハ水地、下、那、信えの子ありしと、土井小

五門利昂養子とて後より歎以し侍一尋侍從從
四位下と稱せし

今より土井家實ハ尾羽の水地也

○織田家之信仲と名を呼ばる人あり正二位権
中納言秀信岐阜中納言ハ從之信凡中將信忠ハ婦子也
之信仲ハ參議從之信秀雄ハ前之内府信雄の一男也
信仲

秀雄慶長十五年八月八日逝と二十八歳と云ふ
月松院天嚴玄高ト

○小兒疱瘡をまぬく茶とて或人の許に伝へし

一レイテンガイノシモ

ワセ茶ノクヒニテ●是ホトニ丸シ金ハツシ衣ヲ尚九年ノ數用
一符風此字ヲ巾紙ニ寫カシ銀バクツ衣メ一粒

東ニ當レル井ノ水ヲ寅ノ刻ニ汲其水ヲ符ツテ天ニ其茶ヲ
水ヲ天目一盃半入黒大豆七粒ハ金子一介一分ヲ右水ノ
一盃煎シ其湯ヲ以テ彼丸茶ヲ天ニ凡此茶ニテ大醫一
生疱瘡ヲマカシ者多シト云

○信長 相見院 信忠 從三位凡中將秋田城分
母生駒藏人ノ家宗ノ女

信秀 三法師或曰飛龍御曹司正三位權中納言居濃列故阜城
慶長五年與石田氏一而不利出城入紀州高野山同十年七月
二十七日薨二十六歳号大善院松貞圭岩大居士和論諸
一説慶長十年九月八日於飛彈国高小薨故阜軍記

秀則

從四位下侍從九東門大尉
法名宗永

信秀卿ハ織田の嫡嗣なりしハ或ハ武將歴代の一
人ト改稱れども亡人トありきニ抑小業ヲ一攻を忌
目とし刻々人々々々鳴呼信長亂世を生じ攻城野戦
の功先々々々天下半靜謐の化小業一々左在
亂臣逆裁の申ありき父子一門を亡しあひらばそ
婦々中納之君も慶長十年の秋霧小隠道に
つれ爰と形ありあひら九我人區々たる刺名小海
く事遠きあまきあまきあまきあまきあまきの
申ありき

